



厚生労働省発基安0520第1号

令和2年5月20日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 粉じん障害防止規則の一部改正

一 坑内作業場の空気中の粉じんの濃度の測定等

1 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。2及び4において同じ。）について、半月以内ごとに一回、定期に、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定し、その結果を評価しなければならぬこととする。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでないこととする。

2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場において1の測定を行うときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならないこととする。ただし、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかでない場合には、この限りでないこととする。

3 事業者は、1の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない

ないこととする。

4 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について3の措置を講じたときは、その効果を確認するため、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定しなければならないこととする。

5 事業者は、1、2又は4の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、これを七年間保存しなければならないこととする。

6 事業者は、5の記録事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならないこととする。

二 呼吸用保護具の使用

事業者は、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業、動力を用いて鉱物等を積み込み、若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業のいずれかに労働者を従事させる場合（臨時、短期間又は短時間の粉じん作業を行う場合であつて、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させた場合

を除く。)にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての一の1、2及び4の測定の結果(一の2のただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸含有率を含む。)に依りて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならないこととする。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、以下の事項を追加することとする。

1 換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。

2 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

3 呼吸用保護具の使用状況を監視すること。

二 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の学科講習の科目のうち、「作業環境等に関する知識」を「作業環境の改善方法等に関する知識」に改めることとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。ただし、第二の一は、令和四年四月一日から施行することとする。

二 作業主任者に関する経過措置

1 事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十号の二の作業については、令和四年三月三十一日までの間は、この省令の施行の日前にこの省令による改正前の労働安全衛生規則（2において「旧規則」という。）別表第六に掲げる講習科目によるずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ずい道等の掘削等作業主任者を選任することができることとする。

2 事業者は、1の作業については、1の期間の経過後において、この省令の施行の日前に旧規則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であつて、令和六年三月三十一日までの間に労働安全衛生法第七十七条第三項に規定する登録教習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものをずい道等の掘削等作業主任者を選任することができることとする。